

訪問介護利用料金

	援助項目	所要時間	単位	サービス 利用料金	うち介護保 険から給付 される金額	利用者 負担金
身体 介護	身体 1	20 分以上 30 分未満	270	2,813	2,532	281
	身体 2	30 分以上 1 時間未満	427	4,449	4,004	445
	身体 3	1 時間以上 1 時間 30 分	620	6,460	5,814	646
	身体 4	1 時間 30 分以上 2 時間	796	8,294	7,465	829
	身体 5	2 時間以上 2 時間 30 分	884	9,215	8,293	922
生活 介護	生活 2	20 分以上 45 分未満	201	2,094	1,885	209
	生活 3	45 分以上	248	2,584	2,326	258
身体 + 生活	身 1 生 1	50 分 (30 分+20 分)	344	3,584	3,226	358
	身 1 生 2	1 時間 15 分 (30 分+45 分)	418	4,356	3,920	436
	身 1 生 3	1 時間 30 分 (30 分+60 分)	492	5,127	4,614	513
	身 2 生 1	1 時間 20 分 (60 分+20 分)	501	5,220	4,698	522
	身 2 生 2	1 時間 45 分 (60 分+45 分)	575	5,992	5,393	599
	身 3 生 1	1 時間 50 分 (90 分+20 分)	694	7,231	6,508	723
	身 3 生 2	2 時間 15 分 (90 分+45 分)	768	8,003	7,203	800

※平常の時間帯(午前 8 時から午後 6 時)での料金表です。

※上記金額は介護保険法で定められた 1 単位単価 10 円 42 銭で計算しております。

※上記金額は特定事業所加算Ⅱで算定しております。

※ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額(自己負担額)をお支払いください。

※やむを得ない事情等により、利用者の同意を得て 2 人で訪問した場合は 2 人分の料金となります。

【 加算料金 】

- ・初回加算 200 単位/月 (208 円)
- ・緊急時訪問介護加算 100 単位/月 (104 円)
- ・訪問介護生活機能向上連携加算 100 単位/月 (104 円)
- ・介護職員処遇改善加算Ⅰ 算定単位の合計に 8.6%が加算

- ・初 回 加 算 …新規に訪問介護計画を策定した利用者に対して、初回に実施した訪問介護と同月内に、サービス提供責任者が自ら訪問介護を行う場合またはその他の訪問介護員が訪問介護を行う際に同行した場合に加算します。
- ・緊急時訪問介護加算…利用者やその家族等からの要請を受けて、サービス提供責任者が介護支援専門員と連携を図り、介護支援専門員が必要と認めた場合にサービス提供責任者またはその他の訪問介護員が、居宅サービス計画にない訪問介護(身体介護)を行った場合に算定します。
- ・訪問介護生活機能向上連携加算…自立支援型のサービス提供を促進し、利用者の在宅における生活機能向上を図る観点から、訪問リハビリテーション実施時にサービス提供責任者とリハビリテーション専門職が、同時に利用者宅を訪問し、共同による訪問介護計画を作成した場合に加算します。

【 割増料金 】

平常の時間帯（午前 8 時から午後 6 時）以外の時間帯でサービスを行う場合には、次の割合で利用金額に割増料金が加算されます。割増料金は、介護保険の支給限度額の範囲内であれば、介護保険の対象になります。

時 間	時 間	割増料金
夜 間	午後 6 時から午後 10 時まで	25%
早 朝	午前 6 時から午前 8 時まで	25%
深 夜	午後 10 時から午前 6 時まで	50%